

狛教教公発第 000200 号  
令和 5 年 11 月 28 日

狛江市立公民館運営審議会  
委員長 斎藤 謙一 様

狛江市教育委員会教育部  
公民館長 浅井 信治

狛江市立公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法（昭和 20 年法律第 207 号）第 29 条第 2 項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

■諮問事項

市民センター改修後の中央公民館に新たに設置するティーンズルームを活用した公民館事業等について

■諮問理由

令和 6 年 9 月に予定している市民センターの改修により、子どもや若者の居場所としての機能を充実させるため、改修後の中央公民館に新たに設置するティーンズルームを活用した公民館事業等を検討いただきたい。